

都道府県労働局等職員【任期付任用職員】募集要項

1 職種

労働局等の任期を定めた常勤職員

2 業務内容

都道府県労働局等における労働行政に関する事務等を行う。

- (1) 雇用関係助成金の支給業務及びその他関連する業務
- (2) その他、企業及び労働者の支援に関する業務

3 募集人員

2名

4 応募資格

(1) 以下の条件を満たす方

民間企業等での業務の経験を有し、助成金や雇用保険等に関連する業務の実施に必要な能力等を有する者。

(2) 以下に該当する方は応募できません

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 国家公務員法第81条の6（定年による退職）及び附則第8条に該当する方（採用予定日において満62歳に達している方）

5 採用方法

選考による採用となります。

また、人事院規則8-12第42条第2項第1号の規定に基づく任期を定め

た常勤の国家公務員としての採用となります。

なお、任期は令和8年3月末日までとなります。

6 採用日

随時採用の予定。（採用決定後に通知します。）

7 勤務地

岐阜労働局金町庁舎（岐阜市金町4－30）

8 勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴（助成金や雇用保険等に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2) 作文の提出

次の課題について、作文による書類審査を実施します。

＜作文の課題＞（800文字程度）

「雇用関係各種助成金について、その主旨・目的等（主旨・目的・支援対象者、その他事項）を説明し、今後取り組むべき課題について述べよ。また自身のこれまでの業務経験を、こうした課題に対しどのように活かせるか。」

※提出様式は任意とします。

(3) 応募先

(1) 及び (2) については、1 つの封筒に同封し、岐阜労働局総務部総務課募集担当あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記 13 のとおりです。

応募の秘密については厳守します。また、応募書類については、目的外に使用しないことをお約束し、こちらで処分させていただきますのでご了承ください。

なお、雇用保険を受給している方は必ずハローワークの紹介を受けてください。

11 応募期限

随時受け付けます。

12 選考方法

【第 1 次選考】

（選考内容）

職務経歴、作文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定の通過者の作文を評価し、第 1 次選考通過者を決定します。

（選考通過者発表）

書類到着後 2 週間を目途に、通過か否かに関わらず全員に連絡します。

【第 2 次選考】

（人物試験（個別面接））

人物試験による審査

試験は随時実施します。

（詳細な日時及び場所等については、第 1 次選考通過者あてに通知します。）

（合格者発表）

面接後 1 週間を目途に、合否にかかわらず全員に連絡します。

13 応募等に関する照会先

岐阜労働局総務部総務課人事係（任期付任用職員募集担当）

住所 〒500-8723

岐阜市金竜町 5-13 合同庁舎 3 階

電話 058-245-8101

(別紙)

給与等について

1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（18万円～35万円程度。一般的な例）。

2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。

扶養手当・・・扶養親族のある者に、配偶者月額3,000円、子1人につき11,500円

住居手当・・・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円

通勤手当・・・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1か月あたり最高15万円）

期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・・・俸給等の約4.60か月分

【賞与については、在職期間に応じて支給されるため、一定程度減額されて支給となります。】